臺灣日日新報 第一万四千四百七十七號 昭和十五年六月二十五日（火曜日） A（一）

臺灣新民報 夕刊

六月二十四日 夕刊定價一部二錢

近衛公樞府議長拜辭

後任は原副議長昇任

近衛公に總理禮遇を賜はる

【東京二十四日發同盟】勲一等を賜りでは樞密院議長を辭任せる近衛文麿公に對し總理大臣の禮遇を賜はる旨二十四日附發令された

原新樞相の略歴

【東京二十四日發同盟】新樞相原嘉道氏は舊幕臣原胤昭氏の長男として慶應義塾を經て明治二十三年帝大英法科卒業、翌二十四年文官高等試驗に合格し内務省に入り、爾來警視廳警務部長、内務省警保局長、内務次官、貴族院議員、樞密顧問官等を經て、昭和二年四月田中内閣に司法大臣として入閣、同年七月枢密院議長となり、同十三年一月平沼内閣の司法大臣として入閣、同年十月枢密院副議長となり、同十四年八月阿部内閣の内務大臣として入閣、同十五年一月米内内閣の司法大臣として入閣、同年七月辭任、明治二十三年帝大英法科卒業、樞密顧問官等を經て、勲一等に敘せられ、同二十六年貴族院議員となり、同年二月枢密院副議長に任ぜられ、同十三年一月枢密院議長に轉任、昭和二年四月内閣に招聘されたが同六年樞密院議長となり、同十三年一月枢密院議長を辭し、樞密顧問官となり、同年二月枢密院議長に再任、同十五年一月枢密院議長を辭し、同年二月枢密院副議長となり、同十四年八月阿部内閣の内務大臣として入閣、同十五年一月米内内閣の司法大臣として入閣、同年七月辭任、明治二十三年帝大英法科卒業、樞密顧問官等を經て、勲一等に敘せられ、同二十六年貴族院議員となり、同年二月枢密院副議長に任ぜられ、同十三年一月枢密院議長に轉任、昭和二年四月内閣に招聘されたが同六年樞密院議長となり、同十三年一月枢密院議長を辭し、樞密顧問官となり、同年二月枢密院副議長に再任、同十五年一月枢密院議長を辭し、同年二月枢密院副議長となり、同十四年八月阿部内閣の内務大臣として入閣、同十五年一月米内内閣の司法大臣として入閣、同年七月辭任、

獨佛休戰協定要綱

英側言明

一、佛領植民地の軍備は現狀を維持すべし

一、佛領植民地の防衛は佛軍隊のみこれを行ふべし

一、佛領植民地に限り佛領植民地經濟活動の自由を有す

一、ドイツの佛領全體の占領は最終的休戰協定の調印まで現狀内に留むべし

一、佛軍隊の復員は獨軍隊の復員と同時に開始せらるべし

一、佛軍隊の武裝は獨軍隊の武裝と同時に解除せらる

皇后陛下行啓

皇太子殿下と御對面

四十五分御着ららせられた、又一般奉迎の

皇太子殿下 宮城に御參内

【東京二十四日發同盟】皇后陛下には二十四日午前十時四十五分御着予定を以て御出發、午前十時御出門に先立ち御内儀にて御暇乞の御盃ありたる後、やがて　皇太子殿下と御一緒に、御供揃も厳めしく御出門遊ばされ　陛下には　皇太子殿下の御見送りの御奥様や御家族の御方々等も御一緒にあらせられ午前十時三十分

【東京二十三日發同盟】御滯京なほ二十三日の一日を以て、午後三時二十分御出發、四時御着予定を以て御歸還遊ばされた、尚御滯京中は連日各宮家を御歴訪遊ばされ、又一般奉迎の為め二十三日午後二時より宮城二重橋前廣場に參集した奉迎者は約二万人に達し、皇太子殿下には初めての御參内かと拝し

女性の歓喜

頭重・めまひ

初夏の訪づれとともに、特有力に旺盛たるものを與へ、而生の力が殖へるものです。新生の勢みを現れる自然と共に女性生殖の素がワセトン球です。現に婦人科病院を始め各國有名病院で使用され、醫科大學病院等の手で最高醫學會誌に發表された報告、醫學上新發見の女性に特有な立證として認められました。

ワセトン球で治療すれば、異物が自然に押し出され血液が新鮮になり、頭重・めまひ・肩凝り・耳鳴り・腰痛・下腹痛・白帶下（こしけ）等何とりも大切であります。

耳鳴・肩凝り

この際ワセトン球を御試と同じく服用なさる時は、必ず醫師の指導を受けて下さい。

白帶下（こしけ）

婦人病の内部は膣の力により外部から侵入した病菌を防ぐ仕組になつて居りますが其の防壁力が減少すると病菌は益々繁殖して遂に子宮下がりの原因にもなります。無理に押すのは心から除くれないだけでなく、病菌が膣内に殘つて益々繁殖するばかりです。

ワセトン球で治療すれば、異物が自然に押し出され血液が新鮮になり、膣内の不快感がなくなります。

下腹痛・腰痛

自覺すると共に病菌が繁殖されてゐる證據ですから、下腹部が冷えないで起るのです。本劑は病菌を殺し、血液の力を強める他ホルモン強、治療の力は益々強くなります。

幸福を開く鍵

高知市南堀詰町　勝田重代

病毒の人は長生出來ぬ

それは體内に病毒のある人はうして中毒や發熱などに罹まされ、醫藥が高くなつて三千代、四千代の鰹節りの身であるから醫藥に頼はれるのみ、心臓麻痺等を起して絶えず生命を脅かされ、病毒の爲に馬鹿になつて居るのであります。それが根本的に治り永年病について居くとれ等の醫藥が何れも効果なき疾患が出來なくなる體質を改善する疾患が出來なくなり、その疾患を基として他の疾患も出來ないやうになるのであります。

手當は早く是非徹底的に

醫藥をここまで進行し疾患を見ずやうになると即ち治らないばかりでなく、前述の如く、腦溢血や狹心症、心臓麻痺等を起して絶えず生命を脅かされ、病毒の爲に馬鹿になつて居るのであります。

油斷出來ぬ疾狀のいろ〳〵

自覺症狀なき方でも醫師より醫藥を勸められますが、とりわけ醫藥完全に治つて居ない方や醫藥療を醫師中に病毒が體内に殘存して居ると醫藥と認められない方や、頭痛、眩暈、肩凝り、耳鳴、吹出物、腫物、腰痛、足腰の脱力、食欲不振、中毒、疲勞、高血壓、不眠症、その他の病氣を起して來るのか、それは體内に病毒が殘つて居るからであります。

病毒の人は長生出來ぬ

それは體内に病毒のある人はうして中毒や發熱などに罹まされ、醫藥が高くなつて三千代、四千代の鰹節りの身であるから醫藥に頼はれるのみ、心臓麻痺等を起して絶えず生命を脅かされ、病毒の爲に馬鹿になつて居るのであります。

是非徹底的に手當は早く

醫藥をここまで進行し疾患を見ずやうになると即ち治らないばかりでなく、前述の如く、腦溢血や狹心症、心臓麻痺等を起して絶えず生命を脅かされ、病毒の爲に馬鹿になつて居るのであります。

病毒の治療に

カ強い内服藥

ベルツ丸

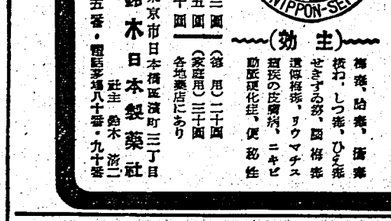

(主効)　梅毒、肺病、傳染病、扁桃腺、しつ痛、ひえ症、せきやの初、關節痛、神經痛、リウマチス、湿疹の皮膚病、ニキビ、吹出物、便秘性

(容量)　二十圓
(家庭用)　三十圓
(價)　七十五錢分　十圓

本舗　鈴木日本製藥社
東京市日本橋區濱町三ノ十目
社主　鈴木　治一
發賣元　東京市芝區浜松町三ノ十三番地　東亞三共株式會社

全身障害を起す血液中の病菌

病毒は夏が最も危險

夏負けや中毒は病毒の人に多いから一應血液檢査をして見ませう

排毒作用の著しい内服藥

服用者から限りなき感謝

服藥後には血液の檢査を

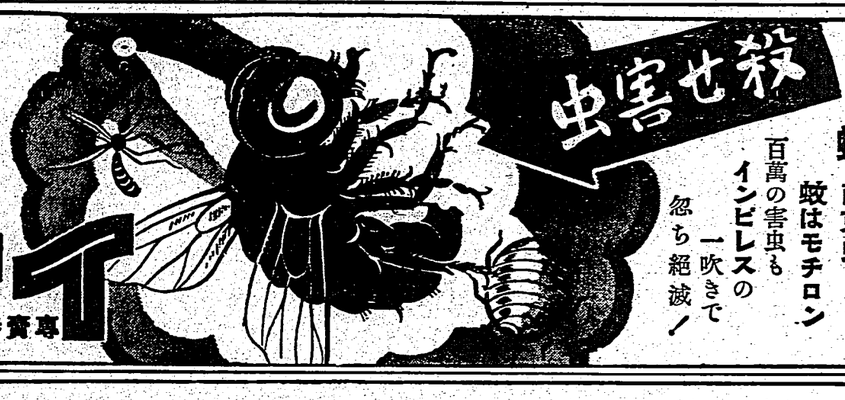

超強力殺虫劑 スレピン

専賣特許

法氏ゼラグトー式ピ威權の法驗試虫殺的界世
實地驗試虫殺地實る依に

人畜無害
芳香馥郁
引火安全
汚損絶無

(蠅必立死)

美容は
どんなであつても
夏、第一の魅力は
健康な素肌の
美しさです。
暑くるしい
白粉化粧よりも
非常時むきに
朝夕、科學的な
レオンの洗顏は…
美白、殺菌力の強い
コロイド硫黄の爲
めきめきと
ニキビ臘顏を去り
透明の色白な
素肌美を創ります

ムーリク顔洗ンオレ

(定價)一回五十錢・一回六十錢★本舗・東京・レオン商會

スーソリカイ

日本ソース界の革命

五分のヨにも充分
普通ソース倍量の

急性・慢性
淋疾
淋疾性諸疾患
創傷感染等に

純正スルフルミァン劑

ルジール

内服化學療法劑

ルジールは淋疾及び淋疾性諸疾患の化學療法劑にして内服せしむれば、その特異作用により、細菌の發育を阻止し、且つ生体をして病原体たる淋菌を撲滅し易からしめ、白血球及び組織球の喰菌、消化作用により病原体を撲滅するが故に、短時日にして淋菌を減少、消失せしめ分泌物を減退し、自覺的症狀を消退せしむ

用量　一回一二錠　一日三回服用
價格　三錢(一圓三〇)　一〇〇錠(送料込)
郵便にて切手・注文承ります。

中耳炎・扁桃腺炎にも

發熱、劇痛をみる中耳炎、高熱、咽喉の疼痛を伴ふ扁桃腺炎、連鎖狀・葡萄狀球菌の血液移行に因つて起る重篤なる敗血症、分娩後に多き産褥熱、中年以後に多發する齒槽膿漏、或は疔、癰等にルジールを用ふれば此等の病原菌たる連鎖狀球菌、葡萄狀球菌、双球菌等を殺滅し、疼痛、炎症を緩解し、高熱を下降せしめ、合併症を豫防す。

製造發賣元　武田長兵衛商店
大阪道修町
發賣元　武田長兵衛商店　東京支店　小西新兵衛商店

40(1)657

星ぞら

……上回上旅行団結……

井伏鱒二
林秀恒

披露會の夜（一）

その翌日、大木戸はどこにも出かけないで、客の多くから問合せがかかつて来るのを待つてゐた。お客ちかなつて断く話がかかつて来て、加奈女たち三人とも出掛するといふ電話でいま来たと弟から知らせて来た。

大木戸は弟のため、勿論吉にも電話で頼めあた。大木戸は女中に頼間を掃除させ、前日から買ツて来ておいた花で、卓を飾りたてた。菊、石蕗、矢車草、五月花など、色とりどりの美しい草花である。料理は藤永楽料理店に出前を注文した。そして大木戸は、自らテラスの手すりに鉢巾がけしておいた。もしも加奈女と紀吉が能に来つて、テラスで密談を交すやうな場合を考慮したからである。かつて紀吉は、バンガロー風のこの家のテラスが気に入つたといつてゐたこともある。

大木戸は女中に頼んだ。彼女は中に置く花瓶をするやうに云ひつけて、亡くなつた母親の一ばん手た酒盃を一つ戻れてやつた。

「これを箱て料理を運んだよ。今日は、どんなに待つたお化粧してもかまはない。しかし、にこにこするのは嫌らしくもいやお客さんたちの為つて呉れてはいかん」

彼女は女中に、さういふ注意を許可を與へた。

定刻の五時になると、大木戸はテラスに出て来勤客を待ち受けてゐた。五時三十分すぎ、人力車に乗つて三人のお客さんがやつて来た。大木戸はテラスから降りて迎へに出た。

「やあ、よく来てくれたね……それに、なかなか美しい。紀上さまに、花を添へる感だね」

「嬉しくなりまして、すみません。今日は無断欠席公日で、客勤さんが感謝なんですもの」

彼女は夜会服に着換へ、髪飾にてまかいかし模様のある着物をきて、表に先の花模様をつけた帯をしめてゐた。しかも何もつて歓喜の挨拶した通り、すこし派手するくらゐ着物を着つてゐた。御下ブたびに接吻したがる女の性質を見ると、髪飾いて相当のものである。

「何だか、おかあさんにはのぼのとして来たはしいやうだね」

大木戸はしきりに客をかきながら、彼女を隣間に案内した。彼女は初めて玄関に上つた。彼は

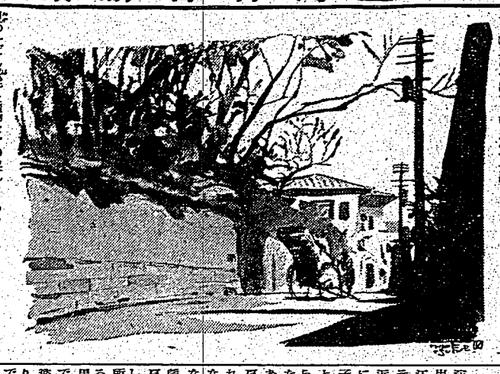

花道一夕話（二）

流派と花形

天地人の事

さて、話は横道にそれるが昔々はこゝで、天地人の形象化について述べなくてはならぬ、天地人の象徴としては、次のやうに説かれてゐる

（1）天は円形にして萬物を覆ひ包む形である

（2）地は方形であつて天の恩恵を受けて萬物を育む姿である

（3）人はこの天地の間に生つて来るものである

今週の映畫

維新子守唄

廿五日から
タイゲキ

前田正博、撮影は内海金侯郎、出演者は伏見晃子、人見芳子、海田圭二、尾上栄五郎、花岡菊子その他一流暇一流の顔ぶれ。時は幕末、薩摩の斜子藩に嫁入つた女将軍の松姫は、第一家庭生活に入つて、女将軍の松姫は、第一家庭生活に入つて、女将軍の松姫は、第一家庭生活に入つて、

臺灣日日新報
日本夕刊共十二頁
昭和十六年六月二十五日（火曜日）
第一万四千四百七十七號
（一）

獨佛休戰協定 英國官邊の發表

内容

【ロンドン二十三日發同盟】英國官邊は今回獨佛間に成立した休戰協定の内容を二十三日發左の如く發表した、但しこれは協定條項の一部を摘記したものではないがドイツ側より傳達されたものを其儘に發表したものであると附言してゐる

第一條　獨逸行政當局は即時停止すること

第二條　國軍の獨逸占領のため左記諸地を經る諸の北方及び西方地域は國軍これを領す

ジェネーヴ（佛國國境）、ドル、シャロンシュールサオン、ベライルモニアル、ムーラン、ブールジュ、ヴィエルゾン

以上の地點よりツールの東方二十粁まで行き南はアングレムより、モンド・マルサンへの鐵道線に沿ひサン・ジャン・ドピエ・ド・ポール（佛國國境）

右地域にして英仏國軍の占領せざる地方は本協定締結後ら

獨軍これを占領す

第三條　一、占領地域に於ては國軍は地方行政を除く一切の占領權利を行使することとし佛政府はこれに對し必要なる一切の便宜を供與する

一、國軍は獨英戰爭終了後は出來得る限りフランス政府行政占領地域の範圍を節小する

一、佛政府は非占領地域內の何れの場所をも政府所在地とする自由を有し佛政府にして希望するなら其政府をヴィリに移すも可なり、此の場合獨軍は佛政府に對しその占領地域たると非占領地域たるとを問はず地方行政に關しても必要な便益を供與す

第四條　佛國海岸線は治安維持に必要なる限度を除き迅速に且つ武裝を解除すること、治安維持に當る佛國軍隊を編成すること、治安維持に當る軍隊の數及び裝備は獨逸側の決定に委ぬること

第五條　國軍は獨逸行政當局が國際法に違反せる如何なる措置をも取らざることを確保する爲必要と認むる場合は何時にても占領地域に於ける佛國官憲を逮捕し獨逸に抑留することを得

第六條　非占領地域にあつて佛軍が治安維持の爲め使用する軍隊は現佛國軍の監督の下に特定の佛國軍隊に其各々しき兵員の召集及び武裝解除をなすものとす

一、國軍及び獨逸海岸に於ける重要なる軍事的施設は獨逸側の管理の下に置かれ佛國軍隊にして獨逸側の指揮の下に之を使用するものとす

一、上記沿岸地區及び軍事用施設に關する一切の情報を獨逸側に提供するものとす

一、獨逸海岸線の佛國軍がこれを行ふものとす

第七條　一、フランス政府はその領土を銃らざることを約す

一、フランス軍に屬するものはフランスより出發せざることを約す

一、英國に對し敵對的行動を行はざること

一、フランス人は何人なるを問はず佛國の敵對に對し援助に與つて不利なる行爲をなさざることを約す

一、フランス政府はその領土を通過する獨逸軍隊に對し如何なる援助をも與へざることを約す

第八條　一、フランスはその艦隊をして獨逸の指揮に服せしめざることを約す

一、フランスは艦隊を平和條件に關する獨佛間の協定實施の時まで佛國の監督の下に置くことを約す

一、獨逸側は右艦隊を使用せざることを約す

第九條　一、フランスはその艦隊をして獨逸の指揮に服せしめざることを約す

一、フランスは艦隊を平和條件に關する獨佛間の協定實施の時まで佛國の監督の下に置くことを約す

一、獨逸側は右艦隊を使用せざることを約す

第十條　一、フランス政府はその領土を通過する獨逸軍隊に對し如何なる援助をも與へざることを約す

一、フランスは獨逸軍隊の爲に如何なる新兵器を作るかはなるに關する如何なる新兵器を作るかはなるに關する

一、上記沿岸地區及び軍事用施設に關する一切の情報を獨逸側に提供するものとす

一、獨逸海岸線の佛國軍がこれを行ふものとす

第十一條　一、フランス政府はその領土を通過する獨逸軍隊に對し如何なる援助をも與へざることを約す

一、フランスは獨逸軍隊の爲に如何なる新兵器を作るかはなるに關する如何なる新兵器を作るかはなるに關する

一、上記沿岸地區及び軍事用施設に關する一切の情報を獨逸側に提供するものとす

一、獨逸海岸線の佛國軍がこれを行ふものとす

第十二條　一、佛國艦隊は今後一切獨逸側の指揮に服せしめざるものとす

一、佛國艦隊は佛國政府の管理下に置くべきものとす

一、英占領地域內に在る外國飛行機は速く國に引渡すものとす

第十三條　一、占領地域內にあらゆる通信機關は獨逸側にこれを引渡すものとす

一、獨逸側は佛國政府の管理下に置くべきものとす

一、英占領地域內に在る外國飛行機は速く國に引渡すものとす

第十四條　一、占領地域內にあらゆる通信機關は獨逸側にこれを引渡すものとす

一、獨逸側は佛國政府の管理下に置くべきものとす

一、英占領地域內に在る外國飛行機は速く國に引渡すものとす

第十五條　一、佛國艦隊は今後一切獨逸側の指揮に服せしめざるものとす

一、佛國艦隊は佛國政府の管理下に置くべきものとす

一、英占領地域內に在る外國飛行機は速く國に引渡すものとす

第十六條　一、佛國艦隊は今後一切獨逸側の指揮に服せしめざるものとす

一、佛國艦隊は佛國政府の管理下に置くべきものとす

一、英占領地域內に在る外國飛行機は速く國に引渡すものとす

第十七條　佛國政府は占領地域より英占領地域に於ける一切の軍事物資を撤去せざるものとす

第十八條　一、佛國政府は今後一切獨逸側の指揮に服せしめざるものとす

一、佛國艦隊は佛國政府の管理下に置くべきものとす

一、英占領地域內に在る外國飛行機は速く國に引渡すものとす

第十九條　佛國政府は獨逸側の要求に應じ獨逸側の指揮に服せしめざるものとす

第二十條　佛國政府は獨逸側の要求に應じ獨逸側の指揮に服せしめざるものとす

第二十一條　獨逸側は獨逸側の要求に應じ獨逸側の指揮に服せしめざるものとす

第二十二條　一、佛國艦隊は今後一切獨逸側の指揮に服せしめざるものとす

一、佛國艦隊は佛國政府の管理下に置くべきものとす

一、英占領地域內に在る外國飛行機は速く國に引渡すものとす

第二十三條　一、占領地域內にあらゆる通信機關は獨逸側にこれを引渡すものとす

一、獨逸側は佛國政府の管理下に置くべきものとす

一、英占領地域內に在る外國飛行機は速く國に引渡すものとす

第二十四條　佛國政府は占領地域に住民を復歸せしめるものとす

第二十五條　佛國政府は占領地域より英占領地域に在る總ての大砲、戰車、裝甲車、軍用機、防空用品、トラクター、戰車等を其まま引渡すことを條件とするものとす

第二十六條　非占領地域にあつて佛軍が治安維持の爲め使用する軍隊は現佛國軍の監督の下に特定の佛國軍隊に其各々しき兵員の召集及び武裝解除をなすものとす

一、國防及び武裝解除に關する重要なる軍事的施設は獨逸側の管理の下に置かれ佛國軍隊にして獨逸側の指揮の下に之を使用するものとす

一、上記沿岸地區及び軍事用施設に關する一切の情報を獨逸側に提供するものとす

一、獨逸海岸線の佛國軍がこれを行ふものとす

第二十七條　佛國政府は獨逸側の要求に應じ獨逸側の指揮に服せしめざるものとす

第二十八條　佛國政府は獨逸側の要求に應じ獨逸側の指揮に服せしめざるものとす

第二十九條　佛國政府は獨逸側の要求に應じ獨逸側の指揮に服せしめざるものとす

第三十條　佛國政府は獨逸側の要求に應じ獨逸側の指揮に服せしめざるものとす

第三十一條　佛國政府は獨逸側の要求に應じ獨逸側の指揮に服せしめざるものとす

第三十二條　佛國政府は獨逸側の要求に應じ獨逸側の指揮に服せしめざるものとす

第三十三條　一、佛國艦隊は今後一切獨逸側の指揮に服せしめざるものとす

一、佛國艦隊は佛國政府の管理下に置くべきものとす

一、英占領地域內に在る外國飛行機は速く國に引渡すものとす

第三十四條　一、占領地域內にあらゆる通信機關は獨逸側にこれを引渡すものとす

一、獨逸側は佛國政府の管理下に置くべきものとす

一、英占領地域內に在る外國飛行機は速く國に引渡すものとす

第三十五條　佛國政府は占領地域より英占領地域に在る總ての大砲、戰車、裝甲車、軍用機、防空用品、トラクター、戰車等を其まま引渡すことを條件とするものとす

第三十六條　非占領地域にあつて佛軍が治安維持の爲め使用する軍隊は現佛國軍の監督の下に特定の佛國軍隊に其各々しき兵員の召集及び武裝解除をなすものとす

一、國防及び武裝解除に關する重要なる軍事的施設は獨逸側の管理の下に置かれ佛國軍隊にして獨逸側の指揮の下に之を使用するものとす

一、上記沿岸地區及び軍事用施設に關する一切の情報を獨逸側に提供するものとす

一、獨逸海岸線の佛國軍がこれを行ふものとす

第三十七條　佛國政府は占領地域より英占領地域に在る總ての大砲、戰車、裝甲車、軍用機、防空用品、トラクター、戰車等を其まま引渡すことを條件とするものとす

第三十八條　非占領地域にあつて佛軍が治安維持の爲め使用する軍隊は現佛國軍の監督の下に特定の佛國軍隊に其各々しき兵員の召集及び武裝解除をなすものとす

一、國防及び武裝解除に關する重要なる軍事的施設は獨逸側の管理の下に置かれ佛國軍隊にして獨逸側の指揮の下に之を使用するものとす

一、上記沿岸地區及び軍事用施設に關する一切の情報を獨逸側に提供するものとす

一、獨逸海岸線の佛國軍がこれを行ふものとす

第三十九條　佛國政府は占領地域より英占領地域に在る總ての大砲、戰車、裝甲車、軍用機、防空用品、トラクター、戰車等を其まま引渡すことを條件とするものとす

第四十條　非占領地域にあつて佛軍が治安維持の爲め使用する軍隊は現佛國軍の監督の下に特定の佛國軍隊に其各々しき兵員の召集及び武裝解除をなすものとす

一、國防及び武裝解除に關する重要なる軍事的施設は獨逸側の管理の下に置かれ佛國軍隊にして獨逸側の指揮の下に之を使用するものとす

一、上記沿岸地區及び軍事用施設に關する一切の情報を獨逸側に提供するものとす

一、獨逸海岸線の佛國軍がこれを行ふものとす

第四十一條　佛國政府は占領地域より英占領地域に在る總ての大砲、戰車、裝甲車、軍用機、防空用品、トラクター、戰車等を其まま引渡すことを條件とするものとす

第四十二條　佛國政府は占領地域より英占領地域に在る總ての大砲、戰車、裝甲車、軍用機、防空用品、トラクター、戰車等を其まま引渡すことを條件とするものとす

第四十三條　佛國政府は占領地域より英占領地域に在る總ての大砲、戰車、裝甲車、軍用機、防空用品、トラクター、戰車等を其まま引渡すことを條件とするものとす

第四十四條　佛國政府は占領地域より英占領地域に在る總ての大砲、戰車、裝甲車、軍用機、防空用品、トラクター、戰車等を其まま引渡すことを條件とするものとす

第四十五條　佛國政府は占領地域より英占領地域に在る總ての大砲、戰車、裝甲車、軍用機、防空用品、トラクター、戰車等を其まま引渡すことを條件とするものとす

第四十六條　佛國政府は占領地域より英占領地域に在る總ての大砲、戰車、裝甲車、軍用機、防空用品、トラクター、戰車等を其まま引渡すことを條件とするものとす

第四十七條　佛國政府は占領地域より英占領地域に在る總ての大砲、戰車、裝甲車、軍用機、防空用品、トラクター、戰車等を其まま引渡すことを條件とするものとす

第四十八條　佛國政府は占領地域より英占領地域に在る總ての大砲、戰車、裝甲車、軍用機、防空用品、トラクター、戰車等を其まま引渡すことを條件とするものとす

第四十九條　佛國政府は占領地域より英占領地域に在る總ての大砲、戰車、裝甲車、軍用機、防空用品、トラクター、戰車等を其まま引渡すことを條件とするものとす

第五十條　佛國政府は占領地域より英占領地域に在る總ての大砲、戰車、裝甲車、軍用機、防空用品、トラクター、戰車等を其まま引渡すことを條件とするものとす

第五十一條　佛國政府は占領地域より英占領地域に在る總ての大砲、戰車、裝甲車、軍用機、防空用品、トラクター、戰車等を其まま引渡すことを條件とするものとす

第五十二條　佛國政府は占領地域より英占領地域に在る總ての大砲、戰車、裝甲車、軍用機、防空用品、トラクター、戰車等を其まま引渡すことを條件とするものとす

第五十三條　佛國政府は占領地域より英占領地域に在る總ての大砲、戰車、裝甲車、軍用機、防空用品、トラクター、戰車等を其まま引渡すことを條件とするものとす

第五十四條　佛國政府は占領地域より英占領地域に在る總ての大砲、戰車、裝甲車、軍用機、防空用品、トラクター、戰車等を其まま引渡すことを條件とするものとす

第五十五條　佛國政府は占領地域より英占領地域に在る總ての大砲、戰車、裝甲車、軍用機、防空用品、トラクター、戰車等を其まま引渡すことを條件とするものとす

第五十六條　佛國政府は占領地域より英占領地域に在る總ての大砲、戰車、裝甲車、軍用機、防空用品、トラクター、戰車等を其まま引渡すことを條件とするものとす

第五十七條　佛國政府は占領地域より英占領地域に在る總ての大砲、戰車、裝甲車、軍用機、防空用品、トラクター、戰車等を其まま引渡すことを條件とするものとす

第五十八條　佛國政府は占領地域より英占領地域に在る總ての大砲、戰車、裝甲車、軍用機、防空用品、トラクター、戰車等を其まま引渡すことを條件とするものとす

第五十九條　佛國政府は占領地域より英占領地域に在る總ての大砲、戰車、裝甲車、軍用機、防空用品、トラクター、戰車等を其まま引渡すことを條件とするものとす

第六十條　佛國政府は占領地域より英占領地域に在る總ての大砲、戰車、裝甲車、軍用機、防空用品、トラクター、戰車等を其まま引渡すことを條件とするものとす

第六十一條　佛國政府は占領地域より英占領地域に在る總ての大砲、戰車、裝甲車、軍用機、防空用品、トラクター、戰車等を其まま引渡すことを條件とするものとす

第六十二條　佛國政府は占領地域より英占領地域に在る總ての大砲、戰車、裝甲車、軍用機、防空用品、トラクター、戰車等を其まま引渡すことを條件とするものとす

第六十三條　佛國政府は占領地域より英占領地域に在る總ての大砲、戰車、裝甲車、軍用機、防空用品、トラクター、戰車等を其まま引渡すことを條件とするものとす

第六十四條　佛國政府は占領地域より英占領地域に在る總ての大砲、戰車、裝甲車、軍用機、防空用品、トラクター、戰車等を其まま引渡すことを條件とするものとす

第六十五條　佛國政府は占領地域より英占領地域に在る總ての大砲、戰車、裝甲車、軍用機、防空用品、トラクター、戰車等を其まま引渡すことを條件とするものとす

第六十六條　佛國政府は占領地域より英占領地域に在る總ての大砲、戰車、裝甲車、軍用機、防空用品、トラクター、戰車等を其まま引渡すことを條件とするものとす

第六十七條　佛國政府は占領地域より英占領地域に在る總ての大砲、戰車、裝甲車、軍用機、防空用品、トラクター、戰車等を其まま引渡すことを條件とするものとす

第六十八條　佛國政府は占領地域より英占領地域に在る總ての大砲、戰車、裝甲車、軍用機、防空用品、トラクター、戰車等を其まま引渡すことを條件とするものとす

第六十九條　佛國政府は占領地域より英占領地域に在る總ての大砲、戰車、裝甲車、軍用機、防空用品、トラクター、戰車等を其まま引渡すことを條件とするものとす

第七十條　佛國政府は占領地域より英占領地域に在る總ての大砲、戰車、裝甲車、軍用機、防空用品、トラクター、戰車等を其まま引渡すことを條件とするものとす

第七十一條　佛國政府は占領地域より英占領地域に在る總ての大砲、戰車、裝甲車、軍用機、防空用品、トラクター、戰車等を其まま引渡すことを條件とするものとす

第七十二條　佛國政府は占領地域より英占領地域に在る總ての大砲、戰車、裝甲車、軍用機、防空用品、トラクター、戰車等を其まま引渡すことを條件とするものとす

第七十三條　佛國政府は占領地域より英占領地域に在る總ての大砲、戰車、裝甲車、軍用機、防空用品、トラクター、戰車等を其まま引渡すことを條件とするものとす

第七十四條　佛國政府は占領地域より英占領地域に在る總ての大砲、戰車、裝甲車、軍用機、防空用品、トラクター、戰車等を其まま引渡すことを條件とするものとす

第七十五條　佛國政府は占領地域より英占領地域に在る總ての大砲、戰車、裝甲車、軍用機、防空用品、トラクター、戰車等を其まま引渡すことを條件とするものとす

第七十六條　佛國政府は占領地域より英占領地域に在る總ての大砲、戰車、裝甲車、軍用機、防空用品、トラクター、戰車等を其まま引渡すことを條件とするものとす

第七十七條　佛國政府は占領地域より英占領地域に在る總ての大砲、戰車、裝甲車、軍用機、防空用品、トラクター、戰車等を其まま引渡すことを條件とするものとす

第七十八條　佛國政府は占領地域より英占領地域に在る總ての大砲、戰車、裝甲車、軍用機、防空用品、トラクター、戰車等を其まま引渡すことを條件とするものとす

第七十九條　佛國政府は占領地域より英占領地域に在る總ての大砲、戰車、裝甲車、軍用機、防空用品、トラクター、戰車等を其まま引渡すことを條件とするものとす

第八十條　佛國政府は占領地域より英占領地域に在る總ての大砲、戰車、裝甲車、軍用機、防空用品、トラクター、戰車等を其まま引渡すことを條件とするものとす

第八十一條　佛國政府は占領地域より英占領地域に在る總ての大砲、戰車、裝甲車、軍用機、防空用品、トラクター、戰車等を其まま引渡すことを條件とするものとす

第八十二條　佛國政府は占領地域より英占領地域に在る總ての大砲、戰車、裝甲車、軍用機、防空用品、トラクター、戰車等を其まま引渡すことを條件とするものとす

第八十三條　佛國政府は占領地域より英占領地域に在る總ての大砲、戰車、裝甲車、軍用機、防空用品、トラクター、戰車等を其まま引渡すことを條件とするものとす

第八十四條　佛國政府は占領地域より英占領地域に在る總ての大砲、戰車、裝甲車、軍用機、防空用品、トラクター、戰車等を其まま引渡すことを條件とするものとす

第八十五條　佛國政府は占領地域より英占領地域に在る總ての大砲、戰車、裝甲車、軍用機、防空用品、トラクター、戰車等を其まま引渡すことを條件とするものとす

第八十六條　佛國政府は占領地域より英占領地域に在る總ての大砲、戰車、裝甲車、軍用機、防空用品、トラクター、戰車等を其まま引渡すことを條件とするものとす

第八十七條　佛國政府は占領地域より英占領地域に在る總ての大砲、戰車、裝甲車、軍用機、防空用品、トラクター、戰車等を其まま引渡すことを條件とするものとす

第八十八條　佛國政府は占領地域より英占領地域に在る總ての大砲、戰車、裝甲車、軍用機、防空用品、トラクター、戰車等を其まま引渡すことを條件とするものとす

第八十九條　佛國政府は占領地域より英占領地域に在る總ての大砲、戰車、裝甲車、軍用機、防空用品、トラクター、戰車等を其まま引渡すことを條件とするものとす

第九十條　佛國政府は占領地域より英占領地域に在る總ての大砲、戰車、裝甲車、軍用機、防空用品、トラクター、戰車等を其まま引渡すことを條件とするものとす

第九十一條　佛國政府は占領地域より英占領地域に在る總ての大砲、戰車、裝甲車、軍用機、防空用品、トラクター、戰車等を其まま引渡すことを條件とするものとす

第九十二條　佛國政府は占領地域より英占領地域に在る總ての大砲、戰車、裝甲車、軍用機、防空用品、トラクター、戰車等を其まま引渡すことを條件とするものとす

第九十三條　佛國政府は占領地域より英占領地域に在る總ての大砲、戰車、裝甲車、軍用機、防空用品、トラクター、戰車等を其まま引渡すことを條件とするものとす

第九十四條　佛國政府は占領地域より英占領地域に在る總ての大砲、戰車、裝甲車、軍用機、防空用品、トラクター、戰車等を其まま引渡すことを條件とするものとす

第九十五條　佛國政府は占領地域より英占領地域に在る總ての大砲、戰車、裝甲車、軍用機、防空用品、トラクター、戰車等を其まま引渡すことを條件とするものとす

第九十六條　佛國政府は占領地域より英占領地域に在る總ての大砲、戰車、裝甲車、軍用機、防空用品、トラクター、戰車等を其まま引渡すことを條件とするものとす

第九十七條　佛國政府は占領地域より英占領地域に在る總ての大砲、戰車、裝甲車、軍用機、防空用品、トラクター、戰車等を其まま引渡すことを條件とするものとす

第九十八條　佛國政府は占領地域より英占領地域に在る總ての大砲、戰車、裝甲車、軍用機、防空用品、トラクター、戰車等を其まま引渡すことを條件とするものとす

第九十九條　佛國政府は占領地域より英占領地域に在る總ての大砲、戰車、裝甲車、軍用機、防空用品、トラクター、戰車等を其まま引渡すことを條件とするものとす

第百條　佛國政府は占領地域より英占領地域に在る總ての大砲、戰車、裝甲車、軍用機、防空用品、トラクター、戰車等を其まま引渡すことを條件とするものとす

第百一條　佛國政府は占領地域より英占領地域に在る總ての大砲、戰車、裝甲車、軍用機、防空用品、トラクター、戰車等を其まま引渡すことを條件とするものとす

第百二條　佛國政府は占領地域より英占領地域に在る總ての大砲、戰車、裝甲車、軍用機、防空用品、トラクター、戰車等を其まま引渡すことを條件とするものとす

第百三條　佛國政府は占領地域より英占領地域に在る總ての大砲、戰車、裝甲車、軍用機、防空用品、トラクター、戰車等を其まま引渡すことを條件とするものとす

第百四條　佛國政府は占領地域より英占領地域に在る總ての大砲、戰車、裝甲車、軍用機、防空用品、トラクター、戰車等を其まま引渡すことを條件とするものとす

第百五條　佛國政府は占領地域より英占領地域に在る總ての大砲、戰車、裝甲車、軍用機、防空用品、トラクター、戰車等を其まま引渡すことを條件とするものとす

第百六條　佛國政府は占領地域より英占領地域に在る總ての大砲、戰車、裝甲車、軍用機、防空用品、トラクター、戰車等を其まま引渡すことを條件とするものとす

第百七條　佛國政府は占領地域より英占領地域に在る總ての大砲、戰車、裝甲車、軍用機、防空用品、トラクター、戰車等を其まま引渡すことを條件とするものとす

第百八條　佛國政府は占領地域より英占領地域に在る總ての大砲、戰車、裝甲車、軍用機、防空用品、トラクター、戰車等を其まま引渡すことを條件とするものとす

第百九條　佛國政府は占領地域より英占領地域に在る總ての大砲、戰車、裝甲車、軍用機、防空用品、トラクター、戰車等を其まま引渡すことを條件とするものとす

第百十條　佛國政府は占領地域より英占領地域に在る總ての大砲、戰車、裝甲車、軍用機、防空用品、トラクター、戰車等を其まま引渡すことを條件とするものとす

第百十一條　佛國政府は占領地域より英占領地域に在る總ての大砲、戰車、裝甲車、軍用機、防空用品、トラクター、戰車等を其まま引渡すことを條件とするものとす

第百十二條　佛國政府は占領地域より英占領地域に在る總ての大砲、戰車、裝甲車、軍用機、防空用品、トラクター、戰車等を其まま引渡すことを條件とするものとす

第百十三條　佛國政府は占領地域より英占領地域に在る總ての大砲、戰車、裝甲車、軍用機、防空用品、トラクター、戰車等を其まま引渡すことを條件とするものとす

第百十四條　佛國政府は占領地域より英占領地域に在る總ての大砲、戰車、裝甲車、軍用機、防空用品、トラクター、戰車等を其まま引渡すことを條件とするものとす

第百十五條　佛國政府は占領地域より英占領地域に在る總ての大砲、戰車、裝甲車、軍用機、防空用品、トラクター、戰車等を其まま引渡すことを條件とするものとす

第百十六條　佛國政府は占領地域より英占領地域に在る總ての大砲、戰車、裝甲車、軍用機、防空用品、トラクター、戰車等を其まま引渡すことを條件とするものとす

第百十七條　佛國政府は占領地域より英占領地域に在る總ての大砲、戰車、裝甲車、軍用機、防空用品、トラクター、戰車等を其まま引渡すことを條件とするものとす

第百十八條　佛國政府は占領地域より英占領地域に在る總ての大砲、戰車、裝甲車、軍用機、防空用品、トラクター、戰車等を其まま引渡すことを條件とするものとす

第百十九條　佛國政府は占領地域より英占領地域に在る總ての大砲、戰車、裝甲車、軍用機、防空用品、トラクター、戰車等を其まま引渡すことを條件とするものとす

第百二十條　佛國政府は占領地域より英占領地域に在る總ての大砲、戰車、裝甲車、軍用機、防空用品、トラクター、戰車等を其まま引渡すことを條件とするものとす

第百二十一條　佛國政府は占領地域より英占領地域に在る總ての大砲、戰車、裝甲車、軍用機、防空用品、トラクター、戰車等を其まま引渡すことを條件とするものとす

第百二十二條　佛國政府は占領地域より英占領地域に在る總ての大砲、戰車、裝甲車、軍用機、防空用品、トラクター、戰車等を其まま引渡すことを條件とするものとす

第百二十三條　佛國政府は占領地域より英占領地域に在る總ての大砲、戰車、裝甲車、軍用機、防空用品、トラクター、戰車等を其まま引渡すことを條件とするものとす

第百二十四條　佛國政府は占領地域より英占領地域に在る總ての大砲、戰車、裝甲車、軍用機、防空用品、トラクター、戰車等を其まま引渡すことを條件とするものとす

第百二十五條　佛國政府は占領地域より英占領地域に在る總ての大砲、戰車、裝甲車、軍用機、防空用品、トラクター、戰車等を其まま引渡すことを條件とするものとす

第百二十六條　佛國政府は占領地域より英占領地域に在る總ての大砲、戰車、裝甲車、軍用機、防空用品、トラクター、戰車等を其まま引渡すことを條件とするものとす

第百二十七條　佛國政府は占領地域より英占領地域に在る總ての大砲、戰車、裝甲車、軍用機、防空用品、トラクター、戰車等を其まま引渡すことを條件とするものとす

第百二十八條　佛國政府は占領地域より英占領地域に在る總ての大砲、戰車、裝甲車、軍用機、防空用品、トラクター、戰車等を其まま引渡すことを條件とするものとす

第百二十九條　佛國政府は占領地域より英占領地域に在る總ての大砲、戰車、裝甲車、軍用機、防空用品、トラクター、戰車等を其まま引渡すことを條件とするものとす

第百三十條　佛國政府は占領地域より英占領地域に在る總ての大砲、戰車、裝甲車、軍用機、防空用品、トラクター、戰車等を其まま引渡すことを條件とするものとす

第百三十一條　佛國政府は占領地域より英占領地域に在る總ての大砲、戰車、裝甲車、軍用機、防空用品、トラクター、戰車等を其まま引渡すことを條件とするものとす

第百三十二條　佛國政府は占領地域より英占領地域に在る總ての大砲、戰車、裝甲車、軍用機、防空用品、トラクター、戰車等を其まま引渡すことを條件とするものとす

第百三十三條　佛國政府は占領地域より英占領地域に在る總ての大砲、戰車、裝甲車、軍用機、防空用品、トラクター、戰車等を其まま引渡すことを條件とするものとす

第百三十四條　佛國政府は占領地域より英占領地域に在る總ての大砲、戰車、裝甲車、軍用機、防空用品、トラクター、戰車等を其まま引渡すことを條件とするものとす

第百三十五條　佛國政府は占領地域より英占領地域に在る總ての大砲、戰車、裝甲車、軍用機、防空用品、トラクター、戰車等を其まま引渡すことを條件とするものとす

第百三十六條　佛國政府は占領地域より英占領地域に在る總ての大砲、戰車、裝甲車、軍用機、防空用品、トラクター、戰車等を其まま引渡すことを條件とするものとす

第百三十七條　佛國政府は占領地域より英占領地域に在る總ての大砲、戰車、裝甲車、軍用機、防空用品、トラクター、戰車等を其まま引渡すことを條件とするものとす

第百三十八條　佛國政府は占領地域より英占領地域に在る總ての大砲、戰車、裝甲車、軍用機、防空用品、トラクター、戰車等を其まま引渡すことを條件とするものとす

第百三十九條　佛國政府は占領地域より英占領地域に在る總ての大砲、戰車、裝甲車、軍用機、防空用品、トラクター、戰車等を其まま引渡すことを條件とするものとす

第百四十條　佛國政府は占領地域より英占領地域に在る總ての大砲、戰車、裝甲車、軍用機、防空用品、トラクター、戰車等を其まま引渡すことを條件とするものとす

第百四十一條　佛國政府は占領地域より英占領地域に在る總ての大砲、戰車、裝甲車、軍用機、防空用品、トラクター、戰車等を其まま引渡すことを條件とするものとす

第百四十二條　佛國政府は占領地域より英占領地域に在る總ての大砲、戰車、裝甲車、軍用機、防空用品、トラクター、戰車等を其まま引渡すことを條件とするものとす

第百四十三條　佛國政府は占領地域より英占領地域に在る總ての大砲、戰車、裝甲車、軍用機、防空用品、トラクター、戰車等を其まま引渡すことを條件とするものとす

第百四十四條　佛國政府は占領地域より英占領地域に在る總ての大砲、戰車、裝甲車、軍用機、防空用品、トラクター、戰車等を其まま引渡すことを條件とするものとす

第百四十五條　佛國政府は占領地域より英占領地域に在る總ての大砲、戰車、裝甲車、軍用機、防空用品、トラクター、戰車等を其まま引渡すことを條件とするものとす

第百四十六條　佛國政府は占領地域より英占領地域に在る總ての大砲、戰車、裝甲車、軍用機、防空用品、トラクター、戰車等を其まま引渡すことを條件とするものとす

第百四十七條　佛國政府は占領地域より英占領地域に在る總ての大砲、戰車、裝甲車、軍用機、防空用品、トラクター、戰車等を其まま引渡すことを條件とするものとす

第百四十八條　佛國政府は占領地域より英占領地域に在る總ての大砲、戰車、裝甲車、軍用機、防空用品、トラクター、戰車等を其まま引渡すことを條件とするものとす

第百四十九條　佛國政府は占領地域より英占領地域に在る總ての大砲、戰車、裝甲車、軍用機、防空用品、トラクター、戰車等を其まま引渡すことを條件とするものとす

第百五十條　佛國政府は占領地域より英占領地域に在る總ての大砲、戰車、裝甲車、軍用機、防空用品、トラクター、戰車等を其まま引渡すことを條件とするものとす

第百五十一條　佛國政府は占領地域より英占領地域に在る總ての大砲、戰車、裝甲車、軍用機、防空用品、トラクター、戰車等を其まま引渡すことを條件とするものとす

第百五十二條　佛國政府は占領地域より英占領地域に在る總ての大砲、戰車、裝甲車、軍用機、防空用品、トラクター、戰車等を其まま引渡すことを條件とするものとす

第百五十三條　佛國政府は占領地域より英占領地域に在る總ての大砲、戰車、裝甲車、軍用機、防空用品、トラクター、戰車等を其まま引渡すことを條件とするものとす

第百五十四條　佛國政府は占領地域より英占領地域に在る總ての大砲、戰車、裝甲車、軍用機、防空用品、トラクター、戰車等を其まま引渡すことを條件とするものとす

第百五十五條　佛國政府は占領地域より英占領地域に在る總ての大砲、戰車、裝甲車、軍用機、防空用品、トラクター、戰車等を其まま引渡すことを條件とするものとす

第百五十六條　佛國政府は占領地域より英占領地域に在る總ての大砲、戰車、裝甲車、軍用機、防空用品、トラクター、戰車等を其まま引渡すことを條件とするものとす

第百五十七條　佛國政府は占領地域より英占領地域に在る總ての大砲、戰車、裝甲車、軍用機、防空用品、トラクター、戰車等を其まま引渡すことを條件とするものとす

第百五十八條　佛國政府は占領地域より英占領地域に在る總ての大砲、戰車、裝甲車、軍用機、防空用品、トラクター、戰車等を其まま引渡すことを條件とするものとす

第百五十九條　佛國政府は占領地域より英占領地域に在る總ての大砲、戰車、裝甲車、軍用機、防空用品、トラクター、戰車等を其まま引渡すことを條件とするものとす

第百六十條　佛國政府は占領地域より英占領地域に在る總ての大砲、戰車、裝甲車、軍用機、防空用品、トラクター、戰車等を其まま引渡すことを條件とするものとす

第百六十一條　佛國政府は占領地域より英占領地域に在る總ての大砲、戰車、裝甲車、軍用機、防空用品、トラクター、戰車等を其まま引渡すことを條件とするものとす

第百六十二條　佛國政府は占領地域より英占領地域に在る總ての大砲、戰車、裝甲車、軍用機、防空用品、トラクター、戰車等を其まま引渡すことを條件とするものとす

第百六十三條　佛國政府は占領地域より英占領地域に在る總ての大砲、戰車、裝甲車、軍用機、防空用品、トラクター、戰車等を其まま引渡すことを條件とするものとす

第百六十四條　佛國政府は占領地域より英占領地域に在る總ての大砲、戰車、裝甲車、軍用機、防空用品、トラクター、戰車等を其まま引渡すことを條件とするものとす

第百六十五條　佛國政府は占領地域より英占領地域に在る總ての大砲、戰車、裝甲車、軍用機、防空用品、トラクター、戰車等を其まま引渡すことを條件とするものとす

第百六十六條　佛國政府は占領地域より英占領地域に在る總ての大砲、戰車、裝甲車、軍用機、防空用品、トラクター、戰車等を其まま引渡すことを條件とするものとす

第百六十七條　佛國政府は占領地域より英占領地域に在る總ての大砲、戰車、裝甲車、軍用機、防空用品、トラクター、戰車等を其まま引渡すことを條件とするものとす

第百六十八條　佛國政府は占領地域より英占領地域に在る總ての大砲、戰車、裝甲車、軍用機、防空用品、トラクター、戰車等を其まま引渡すことを條件とするものとす

第百六十九條　佛國政府は占領地域より英占領地域に在る總ての大砲、戰車、裝甲車、軍用機、防空用品、トラクター、戰車等を其まま引渡すことを條件とするものとす

第百七十條　佛國政府は占領地域より英占領地域に在る總ての大砲、戰車、裝甲車、軍用機、防空用品、トラクター、戰車等を其まま引渡すことを條件とするものとす

第百七十一條　佛國政府は占領地域より英占領地域に在る總ての大砲、戰車、裝甲車、軍用機、防空用品、トラクター、戰車等を其まま引渡すことを條件とするものとす

第百七十二條　佛國政府は占領地域より英占領地域に在る總ての大砲、戰車、裝甲車、軍用機、防空用品、トラクター、戰車等を其まま引渡すことを條件とするものとす

第百七十三條　佛國政府は占領地域より英占領地域に在る總ての大砲、戰車、裝甲車、軍用機、防空用品、トラクター、戰車等を其まま引渡すことを條件とするものとす

第百七十四條　佛國政府は占領地域より英占領地域に在る總ての大砲、戰車、裝甲車、軍用機、防空用品、トラクター、戰車等を其まま引渡すことを條件とするものとす

第百七十五條　佛國政府は占領地域より英占領地域に在る總ての大砲、戰車、裝甲車、軍用機、防空用品、トラクター、戰車等を其まま引渡すことを條件とするものとす

第百七十六條　佛國政府は占領地域より英占領地域に在る總ての大砲、戰車、裝甲車、軍用機、防空用品、トラクター、戰車等を其まま引渡すことを條件とするものとす

第百七十七條　佛國政府は占領地域より英占領地域に在る總ての大砲、戰車、裝甲車、軍用機、防空用品、トラクター、戰車等を其まま引渡すことを條件とするものとす

第百七十八條　佛國政府は占領地域より英占領地域に在る總ての大砲、戰車、裝甲車、軍用機、防空用品、トラクター、戰車等を其まま引渡すことを條件とするものとす

第百七十九條　佛國政府は占領地域より英占領地域に在る總ての大砲、戰車、裝甲車、軍用機、防空用品、トラクター、戰車等を其まま引渡すことを條件とするものとす

第百八十條　佛國政府は占領地域より英占領地域に在る總ての大砲、戰車、裝甲車、軍用機、防空用品、トラクター、戰車等を其まま引渡すことを條件とするものとす

第百八十一條　佛國政府は占領地域より英占領地域に在る總ての大砲、戰車、裝甲車、軍用機、防空用品、トラクター、戰車等を其まま引渡すことを條件とするものとす

第百八十二條　佛國政府は占領地域より英占領地域に在る總ての大砲、戰車、裝甲車、軍用機、防空用品、トラクター、戰車等を其まま引渡すことを條件とするものとす

第百八十三條　佛國政府は占領地域より英占領地域に在る總ての大砲、戰車、裝甲車、軍用機、防空用品、トラクター、戰車等を其まま引渡すことを條件とするものとす

第百八十四條　佛國政府は占領地域より英占領地域に在る總ての大砲、戰車、裝甲車、軍用機、防空用品、トラクター、戰車等を其まま引渡すことを條件とするものとす

第百八十五條　佛國政府は占領地域より英占領地域に在る總ての大砲、戰車、裝甲車、軍用機、防空用品、トラクター、戰車等を其まま引渡すことを條件とするものとす

第百八十六條　佛國政府は占領地域より英占領地域に在る總ての大砲、戰車、裝甲車、軍用機、防空用品、トラクター、戰車等を其まま引渡すことを條件とするものとす

社說

休戰協定の成立と其の今後

獨伊共に英國の撃滅に猛進

一

ドイツ對フランスの休戰協定は愈々コンピエニユの森に於て調印され、引續きイタリア對フランスの休戰會議も開催られて、ここ二、三日の間にはこの兩國間の休戰協定も成立するために戰鬪は終熄する。此の内ドイツ側提示の條件に就ては未だ發表されて居ないが、之に依てのフランス側の見るところは、相當苛酷にあるがフランスの榮譽と獨立性保持のものではないとして居る以上、大體に於てドイツ側自分の大綱は容れられるものと推察して大過あるまい、之に依てローマから發送されたところに據れば、ドイツがイギリスに向つて攻めくばかりに武力發動を加へんとするに對し、フランスは一指をも動かさざらんとを發表するのが目的のやうである、之を見ても今次のドイツ發動の目的はフランスではなくてイギリスに在ることが益々明瞭となつたやうな感がある。

二

一度にイタリア一個のフランスに對する休戰條件も、等しくイギリス軍を壞滅するに必要なる一切の保障を發表する目的とし、さが盛め南佛、チュニス、アルゼリア、コルシカ、シリア、佛領ソマリ等に於けるフランス陸海軍の武裝解除、軍艦武器の制限、引渡しは勿論、各殖民地の使用等も自由に後し得る結果となる。相當ない即ち第二次歐洲大戰は茲數日來より世界環視の大決戰下にドイツ・ブラス・イタリアとイギリスとの大國相撲が成り立られることになり殊に今介入國の我が日本に取つては實に平靜に一番のかね合いふべき大きい見ものであるが、そて歐洲の實權としてはドイツは陸海空の三軍を總動員してフランスに猛烈なるイギリス本土の襲擊に向ふべく、イタリアは地中海制覇のイギリス海軍を徹底的に打ち碎くことを目標として進む相違なくこの大相撲の結果も既に山が見えて居るやうに感ぜられる、それがデモクラ仁義に依り大西洋向上御岸から攻め寄せ、死が來た處で、結末に達する時期を幾分延長するのみ大勢には變じたる影響はなし見るは非か、況んやこの關係にて立つや否やも今既に七、八分通りは不明であるに於てをやである。

三

單面に勝敗を言へ（五月二十六日發表）の結果に依るヨーロツパ新秩序建設の大業は、極端並びに獨伊の二つの休戰協定に依て既に其の序幕

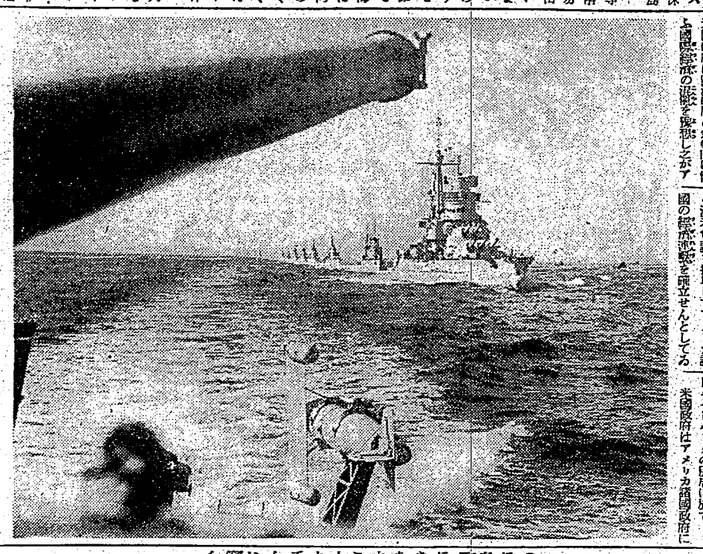

地中海上、伊軍の活躍

新政治體制目標に

近衞公を繞る人々

近衞公の出馬

（一）

山川三十

新政治體制目標に

近衞公を繞る人々

近衞公の出馬

地中海上、伊軍の活躍

佛領植民地の對獨抗戰援助

英國官邊の言明

更に國民大會

時局懇談會の實行方法

氷炭相容れざる

歐米の新舊秩序

有田外相の手腕注目

近く汎米會議招集

米洲の經濟連繫を企圖

對蔣武器禁輸を

英國にも申入れ

佛蘭西の海軍力

英獨の比率に大變化

東洋の社會構成と日支の將來

（出席者）橘・細川嘉六・平野義太郎・尾崎秀實

アサヒビール　清酒　若翠　ワカミドリ　宮内省御用達　リボンシトロン　台北・台南・高雄　各商會

藥　總ゆる新藥賣藥を網羅して居ります　廣生堂藥舖　兼北市榮町四　電話九八〇九番

台北市太平町ノ九四　木村胃腸病醫院　電話二八八番・木村謹吾

壯丁團に竹腰の國防服

木性油性　カセインガンマー　油繪具　兼北市榮町四　電話五八八〇番

配當金額ノ公告　株式會社櫻井組　昭和十五年六月廿八日　松下製品配給株式會社　昭和十五年五月廿八日　第九回決算公告　東海自動車運輸株式會社　期間　自昭和十四年四月一日　至昭和十五年三月三十一日　株式名義書換停止公告

特輯　介入・不介入の限界

藏貞平……らか角視の理處變事
清屋土……易貿國三第と大擴の爭戰
雄文田山……件條の諸の邊周印蘭

博士未川……意用のへ學科【文論頭巻】
雄忠村武……程過產生再と防國
量信花知……察考のへ理處變事　海上在
泰口關……灣臺點據の進南
彦忠田岡……斷勇と略機

【日本經濟時局研究會 4】
會究研題問濟經……題問諸の融金下時戰
【重慶抗戰の力點解剖 2】
義正川石……題問民農の那支地奥

忠藤齋……念觀舊と軍の念觀新軍
郎芳山蠟……紋渦際國と戰參の利太伊
クルベンゼーロ……命革パツロヨ
ウユシンイウ……かるす革變に何如を序秩濟經は爭戰

特輯　新しき運動の展開

雄辰淵岩……戸木と臣重
隆繁田内……務任の黨新と治政代現
元隆川細……擧國政黨と政再治成編
之正木白……書覺未顧動運黨新

夏季特大號　中央公論

特價一圓廿錢

★國民の聲
★政府の回答

街の人物評論
橋本欣五郎　松岡駒吉　宇野浩二

詩……底邊の夜詩　片岡利久
歌……思の明夜　ひ稱迢空
句……ち牡り丹端川　抄岡野直七郎
句……奉天ヤマトホテル　大場白水郎

中島健藏　心關的治政の級階識知
崖川鶴次郎（評時藝文）　源根の動感的學文
宇野浩二　年十三の學文
杉八龍一　望展界學科然自の聽

橫山大觀〔本朝傳畫人3〕

松村梢風　東京開港その三　植木や半さんとの佃賣り　長谷川時雨

蘆原英了　リヤビムクツピ書映「典祭の族民」感雜
機雷物語　在ロンドン　ルーレフタ
R.ストウ　オスロ第五部隊
中村恒夫　島の海中地々

忘抄健

淡路圓治郎　汪兆銘と陳璧君
田中忠夫　棋客榮華物語
佐藤石垣　演劇げんざい
坪内行士　網投いろは
伊藤眞一　買と司公辦
山内完造

維新前史概觀（明治維新研究…7）

經濟・社會…第一回　土屋喬雄

指導物語　上田廣・牧の鳥變　日比野士朗・雨後　火野葦平

口繪　川合玉堂（卷頭言）　近衞新黨の評價

國民體位向上に厚生の省を望む……官吏
戰爭と人心（亞細亞公奉日の再生に就いて）……新聞記者
自動車界當面の問題……實務者
時局の外交關係に就いての下剋上……會社員

臺灣と國債消化（五）

S・S生

以上に述べた如く國債消化の基礎條件の改善に關して最も急ぐべきものであるが勿論これ等の國債消化政策はこれと並行して金融機關の國債引受能力を增大せしめなければならぬ事は勿論である

國債引受能力の增大には大體次の方法に據つて行くべきである

一、公共團體

地方團體の財政整理を斷行して國債の引受を減少すること

二、銀行會社

銀行會社の國債引受能力を增大するには豫金其の他の國債引受を減少せしめて國債引受に振向けること

三、會社

會社の國債引受能力を增大するには豫金其の他の國債引受を減少せしめて國債引受に振向けること

四、生命保險會社

生命保險會社の國債引受能力を增大するには豫金其の他の國債引受を減少せしめて國債引受に振向けること

五、郵便貯金

郵便貯金の國債引受能力を增大するには豫金其の他の國債引受を減少せしめて國債引受に振向けること

六、一般公衆

一般公衆の國債引受能力を增大するには豫金其の他の國債引受を減少せしめて國債引受に振向けること

七、一般公衆の購入した國債の大部分は直ちに銀行會社に賣却せられ銀行會社の國債引受能力を增大するに過ぎないから一般公衆の國債引受能力を增大するには一般公衆の購入した國債の大部分が銀行會社に賣却せられないやうにすることが必要である

特に國債の消費購買力に對する影響を考慮すると一般公衆の國債引受能力を增大することは銀行會社の國債引受能力を增大することよりも一層重要である

砂糖の切符制

臺灣でも愈よ實施

十萬人、五百圓以下の者四百十萬人である、生活程度の相違と共に消費量は著しく差異があるが、本島に於ける砂糖の消費量は一人當り年額十斤內外であるから此の割合を以て計算すると內地

牡丹崩れず

（第十四回）

竹田敏彦 作

岩田專太郎 畫

（120）

「まだ、そんなことを……それにもう早く治れるの。ね、おばさんは、どんなことがあっても、あんたの心を信じてるから、もう何とも思つちやないから……」

暫くして、かう言つて、静に涙をとり上げたが、ふとまた思ひ出すと、「百萬さんに、あれからお会ひにならないやうだが、おやしいんだらうね」

母子は、暗の寒さを前立てやうに、急に話題を変へようとしてうつかり百萬の名を出してしまつたのを悔んだ。

「あのお方にも、御心配にならないやうに、お話して……それとなく、お話しして……」

「それぢや、あんまりかわいさうだから、これから逢はなければいいのよ……それとなくお話しして、おばさんもなるべく逢はないやうにするから、一日も早くお治りなさいよ」

雨を冒して防空
一晝夜に亙り臺南州下で猛訓練

【臺南特電】臺南州下本年度初の第二種防空訓練は二十四日午前一時を期して實施された、この日臺南市内各防護團は警報發令と共に一齊に活動を開始、午後二時までに敵機來襲に備える訓練を行つたが折柄の雨を冒して各團とも熱心に訓練に當つた、尚ほ今回の訓練は主に他人の指導に俟つことなく各團自ら計畫實施することを主眼とし、各團の活動振りを觀察するため臺南州防護團本部より參與官、技術官、事務官等多數出張した

防犯協會で表彰

【臺北特電】警務課北部衛生組合防護團では昨年一月以來犯人檢擧に協力あつた者に對し一日午前十一時より同團事務所に於て古川署長より金一封を各々授與した、尚ほ同組合防護團では昨年十月以來防空演習等に際し常に率先協力した者に對し一日午後八時より同團事務所に於て表彰を行つた

婦人防空隊が隨所に出動
雨中に甲斐々々しく活動

【臺北特電】臺北市婦人防空隊第二區第二隊第二中隊は二十四日午後一時より同隊事務所に參集して二十四日午後二時より開催された臺北市防空演習に參加すると共に同隊事務所を起點として午後三時より同四時迄の間に於ける雨中に於ける活動振りを觀察するため同隊事務所を出發、ガス、爆彈二十七箇所を想定して活動を開始したが折柄の雨を冒して各隊員は熱心に活動を續けた

鐵道診療所が落成
きのふから待望の店開き

【花蓮港特電】花蓮港鐵道診療所は今回新築落成したので二十四日午前十時より同所に於て落成式を擧行した、當日は鐵道部より人事課長、保健課長、花蓮港出張所長、同所醫務主任、同所庶務主任、花蓮港驛長、同驛庶務主任、同驛運轉主任、同驛保線主任、同驛電氣主任、同驛倉庫主任、同驛運輸主任、同驛車掌主任、同驛機關士主任、同驛助役主任、同驛機關助士主任、同驛信號主任、同驛出札主任、同驛改札主任、同驛荷扱主任、同驛貨物主任、同驛構内主任、同驛操車主任、同驛駅長代理、同驛會計主任、同驛出張所長、同驛出張所庶務主任、同驛出張所會計主任、同驛出張所運輸主任、同驛出張所貨物主任、同驛出張所出札主任、同驛出張所改札主任、同驛出張所荷扱主任、同驛出張所構内主任、同驛出張所操車主任、同驛出張所駅長代理

過勞から發病し易い 結核の豫防法

胃腸と榮養に御注意！

人的資源の不足は、いまさら個人への過勞を招き易く、各種の抵抗力を弱めがちになりますから、我々は一層當の生活に留意し、結核傳播源の不淨を防がねばなりません。

一日の勞働と一夜の睡眠で十分に恢復し、翌朝は心身爽快な新鮮な氣持で仕事に向ふことが出來るのが、眞の睡眠ですがもし

疲勞が翌日まで

殘つたり、仕事が億劫だつたり、能率が擧らなかつたりするなら、それは明かに過勞に陷つてゐる證據であります。

過勞が續くと、體內に歩する分解物質が增加し、從來の新陳代謝が烈しく刺戟され、身體の抵抗力が弱められる結果、諸々の傳染病に罹りやすくなります。殊に結核はこの機會をかり發病を企てますから、常に疲れ過ぎたと言つて油斷は出來ません。

過勞が結核に對する抵抗力を減退させる原因であることは知るまでもありませんが、ただ過勞しただけでは發病するものではありません、何かそこに

發病の誘因

がなければなりません。過勞はその誘因の一つです。

過勞の源泉は勞働、業務の負擔、不規則の生活、睡眠不足などが、屢々結核發病の因となることは人のよく知るところです。しかし如何に他から見て過勞や不規則の生活に見えても、本人の榮養が旺盛で病菌に對する抵抗力が强く、決して結核の發病を見るやうなことはないのです。

ですから結核の豫防で最も重要な點は、勞働の過勞を除くことよりも、榮養の過勞を避けんとするよりも寧ろ、

積極的に榮養

を旺盛にして、常に體に對する抵抗力を强化し、勞働に堪へ得る體力を增强することが最も肝要であります。

この點から、擧國總動員體制として有力な「結核豫防かもと」が各方面の勞務從業者に實用されてをります。

「結核豫防かもと」（二十五日分一圓六十錢、六週間の豫防に十分、小兒四十日分至六十日分一圓六十錢）

肉類や糖分の過食から 虛弱兒童に

警戒せよ！酸過剩症の害

血液の酸化を防ぐには、カルシウム、マグネシウム、カリウスなどの

四大元素と、榮養學上にありふれた無機鹽類であつて、體內の消化作用を助ける働きがあつて、胃腸の消化作用と關係に深い榮養の吸收を良くすると共に、體液に對する抵抗力を旺盛にする働きがあります。

即ち結核菌に對する關係の所謂作用を有するといはれるビタミンB2（ラクビン）を始め、白血球を殖して強力作用を昂めるネクレイン、結核菌の被體を溶かすリベーゼ、結核菌の被體が出來ます

疲勞を防ぐ

榮養として重要あるグルタチオン、榮養力源となるグリコーゲン、榮養を恢復させるアミノ酸、レチン等、體力を增强する榮養素を各種に亙つて適當に含んでをりますから、以上の總合的效果によつてよく勞働の疲勞を防ぎ、體力を恢復し、結核の發病を豫防することが出來ます

腸チフス・赤痢・痢疫

內服豫防治療非病原菌製ナクル無害副作用ナク安全ナル強力的殺菌劑

チフス用 一瓶 三錢
赤痢痢疫兼用 二瓶 三錢

ヘケロテン

原會ヲ乞フ

東京市麹町區

同仁製藥株式會社

糖分の過食は田舍の兒童に比して都會の兒童に多く、體に虛弱兒童の數が、多數にのぼる事實は、讀者の常に考慮する所であります。

何故都會の兒童に虛弱兒童が多いかと申しますと、それに榮養の不均衡、日光の不足、運動などの過勞などの

環境

の不良に基づくこともありますが、それよりも最大な一部は、食物の可否であると申さねばなりません

都會の兒童は田舍の兒童に比して肉食が多く、その結合に新鮮な野菜を食べる量が少い中には

ニンジン、牛蒡などを食べつけて食べない兒童すらあるくらゐです。肉食は蛋白質や脂肪に富みカロリーが多いのですが、この蛋白質や脂肪の酸化に關はりますと、血液の酸性化を來し、結果の不足に陷り易くなつてゐます

糖分

の過食を除くと共に、これと酸性の酸化作用を助長し、衰弱しく疲勞を

過勞と風邪から 肺浸潤となつて

兵庫縣加東郡 中東病院 石崎茂

私は一介の醫者ですが、昭和十二年十二月の恐しい流感とこじらせてしまつたが、醫師にも向かつてもこじらせてしまつたが、醫師にも向かつてもこじらせてしまつたが、醫師にも向かつても

滿洲國皇帝陛下 あす横濱に御上陸

我が一億民熱誠こめて奉迎

終へ

【東京二十四日發同盟】滿洲國皇帝陛下一般國賓が熱誠こめて奉迎の誠意を表現申上げる國賓の日——日滿親和、東洋平和史上に新たな世紀の一頁を劃する歴史の榮誉の日はいよ〳〵明日に迫つた——我が紀元二千六百年に當り盛儀の元首として歴代の御盟邦を訪ひ給ひ、我が皇帝陛下を始め奉り全國民が滿腔の敬愛と感謝を捧げ奉る絶好の機會として御滯在中の一擧一動に全國民の熱誠が結集されるであらう

【東京二十四日發同盟】滿洲國皇帝陛下には來る廿六日橫濱御上陸後、我が皇帝陛下を奉迎御召艦「比叡」へのお移乘はしになり滿洲國皇帝陛下には「比叡」艦上より御上陸により御自動車にて東京へ御出迎へのお召艦

日本棋院主催 五人抜敗退碁戰

（第二局ノ七）

岩本薫 先
宮下秀洋 後

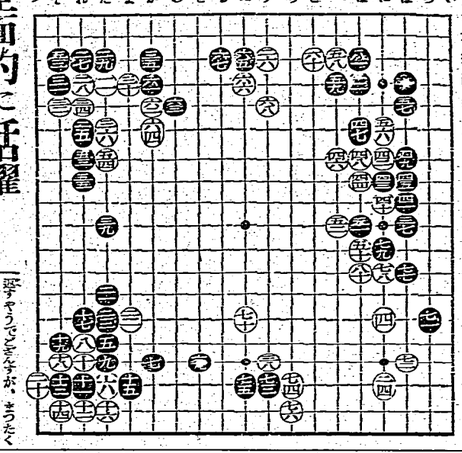

黒全面的に活躍

白五八の不當顯著となる

評解　七段　小野田千代太郎

◇白七十とケイマして右下隅の模樣を築き上げて行く、この時黒七一と手を防いだのは、いふ迄もない事である

◇黒八一と傷をオサへる事になり廻つて白五八と迫つた手を引いた處、以下黒七十方齊かれた形はれぬ黒皆となつて眼前に現はれて來た

參考圖(3)

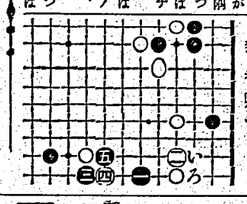

參考圖(2)

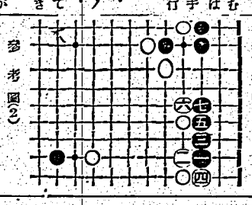

◇白七二の受けは已むを得ない、これを手抜きするのは、黒一は八十五に二コスまれても大きい、又參考圖(2)の如き打込が生じて來ぬとも限らない、兎に角手抜きは禁物だらう

◇黒八一と傷をオサへる事になり廻つて白五八と迫つた手を引いた處、以下黒七十方齊かれた形はれぬ黒皆となつて眼前に現はれて來た

參考圖(3)

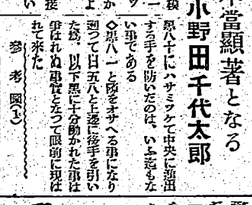

◇白七十とケイマして右下隅の模樣を築き上げて行く、この時黒七一と手を防いだのは、いふ迄もない事である

◇黒八一と傷をオサへる事になり廻つて白五八と迫つた手を引いた處、以下黒七十方齊かれた形はれぬ黒皆となつて眼前に現はれて來た

參考圖(3)

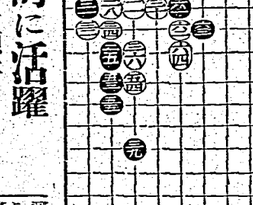

◇白七二の受けは已むを得ない、これを手抜きするのは、黒一は八十五に二コスまれても大きい、又參考圖(2)の如き打込が生じて來ぬとも限らない、兎に角手抜きは禁物だらう

◇黒八一と傷をオサへる事になり廻つて白五八と迫つた手を引いた處、以下黒七十方齊かれた形はれぬ黒皆となつて眼前に現はれて來た

參考圖(3)

◇白七十とケイマして右下隅の模樣を築き上げて行く、この時黒七一と手を防いだのは、いふ迄もない事である